

2023 年 11 月 21 日 ネオマグ株式会社
東京都江戸川区北小岩 6-4-4
TEL : 03-6806-9899 FAX : 03-6806-9918

製品名 : サマリウムコバルト磁石 (2-17 系)

■ 物質の特定

化学的形態	サマリウムコバルト金属間化合物焼結体(本体)
(本体) 主要組成	サマリウム 26%
	コバルト 51%
	鉄 17%
	銅 5%
	その他 1%
化学式又は構造	$\text{Sm}_2(\text{Co}, \text{Fe}, \text{Cu}, \text{Zr})_{17}$
メッキ組成	標準品はメッキなし (メッキ仕様の場合はニッケル厚み 10 μm)
官報公示整理番号	なし
国連分類及び国連番号	なし
	但し、着磁された磁石を航空貨物輸送する際、「IATA 包装基準 953」の「非磁性物件」に該当しない場合は国連番号「UN2807」となる。

■ 危険有害性の分類 (国内外関連法令等)

分類の名称と対応 : (1) 国内法における危険・有害性分類基準に該当しない。

- * 化審法 (第一種特定化学物質) を不含有。
- * 安衛法 (製造等禁止物質) を不含有。
- * 毒劇法 (対象化学物質) を不含有。
- * 化管法 (対象化学物質) を不含有。

(2) RoHS 指令対象 10 物質を不含有。

(3) ELV 指令対象物質を不含有。

(4) CLP 対象物質を不含有。

(5) REACH Annex XV II 対象物質 Ni を最大 1%含有。

(6) REACH SVHC 対象物質を不含有。

(7) ESIS PBT 対象物質を不含有。

(8) GADSL 対象物質 Cu 最大 7%、Co 最大 52%を含有。

但し、報告義務(Declarable)のみ。

(9) IEC 62474/JIG 対象物質不含有。

(10) TSCA (米国有害物質規制法) 対象 5 物質を不含有。

(11) POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）
対象全物質を不含有

■ 応急処置

- 目に入った場合 : 危険な物質ではないが、眼球を傷つける可能性があるので、
清潔な水で十分に洗い流す。
- 皮膚に付着した場合 : 全く問題なし。
- 吸入した場合 : うがいをして洗い流す。
- 飲み込んだ場合 : 危険な物質ではないが、出来るだけ吐き出し、異常を感じ
るようであれば医師の手当てを受ける。

■ 火災時の措置

- 消化方法 : 一般火災と同じ消化方法を用いて差し支えない。

■ 取り扱い及び保管上の注意

- 取り扱い : ペースメーカーを使用している人は触れないようにすること。
磁気製品（磁気カードや磁気テープ等）をそばに置かないこと。
- 保管 : 通常の箱のままの保管で問題なし。

■ 物理/化学的性質

- 外観等 : 銀色
- キュリー点 : 850°C
- 密度 : 8.5g/cm³

■ 危険性情報（安全性・反応性）

- 可燃性 : なし
- 発火性
- 自然発火性 : なし
- 水との反応性 : 酸化しやすい
- 酸化性 : 有り
- 自己反応性・爆発性 : なし
- 粉塵爆発性 : なし
- 安定性・反応性 : 一般的な貯蔵、取り扱いにおいては安定で、反応はない。

■ 有害性情報

- 皮膚腐食性 : なし
- 刺激性（皮膚、眼） : なし
- 感作性 : なし
- 急性毒性 : なし
- 癌原性 : 分類なし

■ 環境影響情報

特になし

■ 破棄上の注意

破棄物は原則として埋立てによって処理すること。

■ 輸送上の注意

ワレ易いので乱暴な取り扱いを避ける。

■ 航空貨物輸送の注意事項

永久磁石を航空輸送する場合、通常の梱包では航空計器に影響を及ぼす恐れがあるため、IATA（国際航空運送協会）基準の漏洩磁束規定に合わせた梱包状態にする必要があります。

具体的には永久磁石を航空貨物として送る場合は、「IATA包装基準953」の条件をクリアしていなければなりません。そのためには前記包装基準の中の以下のような分類規程に従って航空貨物の包装（梱包）が必要です。詳細については別途ご確認ください。

【分類規程】

A：非磁性物件（一般貨物扱いで航空輸送可能）

航空輸送の為に包装された磁性物件の梱包表面上の任意の点から 2.1m (7ft) の距離において、磁気コンパスの振れ（偏向）が2度未満または磁気測定器（テスラメーター等）での測定値が 0.002Gauss (0.159A/m) 未満の物件。

この場合、一般貨物扱いですから、通常の航空荷物として輸送できます。但し、旅客機の手荷物としての持ち込みについては、ご利用になる航空会社にあらかじめ問い合わせが必要です

B：磁性物件（航空輸送可能、但し危険物としての取り扱いが必要）

航空輸送の為に包装された磁性物件の梱包表面上の任意の点から 2.1m(7ft) の距離において、磁気コンパスの振れ（偏向）が2度以上または磁気測定器（ガウスメーター等）での測定値が 0.002Gauss (0.159A/m) 以上で、且つ 4.6m で2度未満または 0.00525Gauss (0.418A/m) 未満の物件。

この場合、梱包外側にはIATAハンドリングラベルNo. UN2807の貼付が必要です。ラベルの詳細については別途ご確認ください。

C：磁性物件（航空輸送不可）

前記A、Bの範囲を超えるもの。

この場合、航空輸送はできませんのでご注意ください。